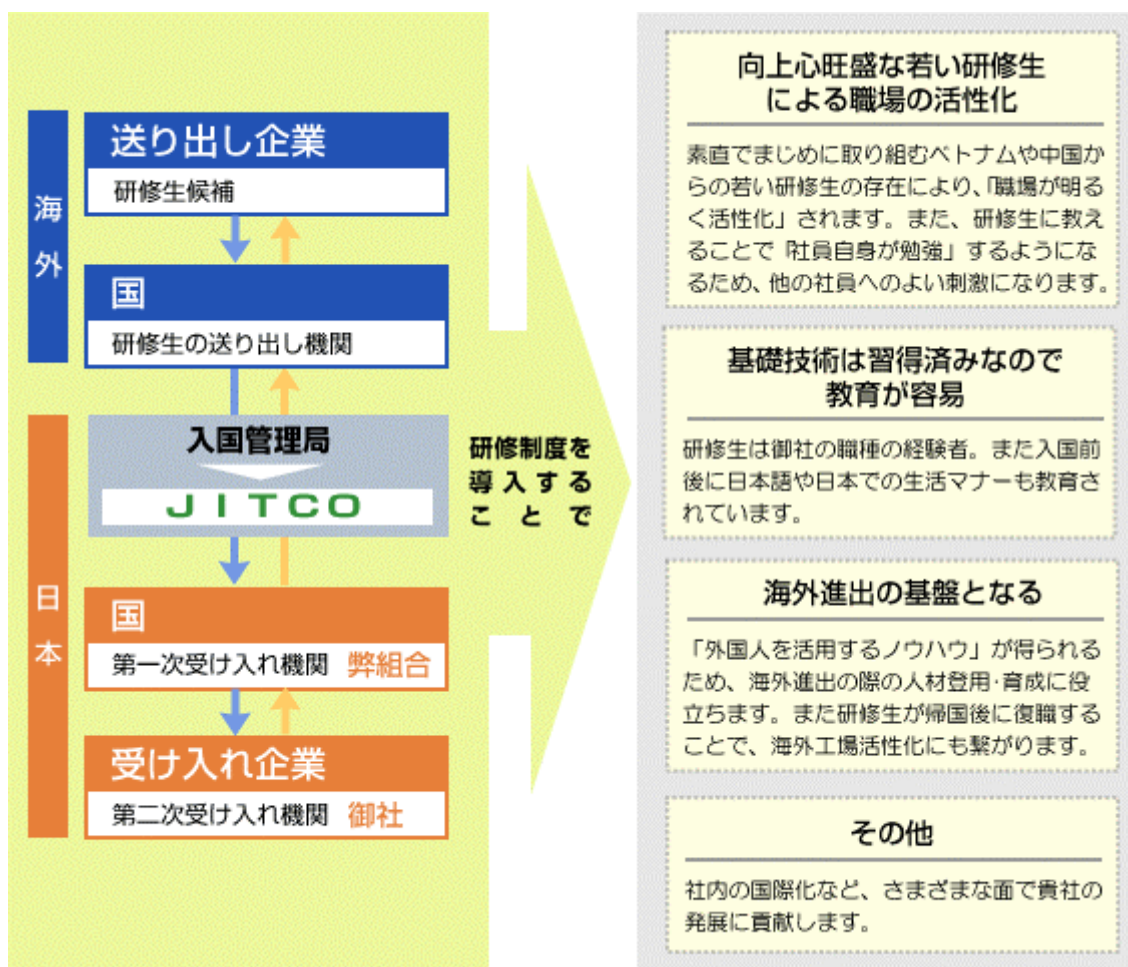


研修制度について

外国人研修制度は、日本の企業がベトナムや中国の若者を外国人研修生として受け入れ、実務を通じて技術を体得する制度です。研修生は1年間の研修期間ののち、受け入れ企業様と雇用関係を結び、実践的な能力を高めるために2年間の技能実習に入ります。



研修生・技能実習生の特長

素直で真面目、若く物覚えも早いことが特長です。彼らは何事にも真摯に取り組みます。そんな研修生の姿は、同年代の若い社員にとって発奮材料になるだけでなく、ベテラン社員にも「自分の若い頃の日本人を見ているようで、一緒に働くのが楽しい！」などと、よい影響を与えます。

彼らの多くは、御社で技術を習得して未来につなげたい一心で研修・実習に打ち込み、成果を上げ、受け入れた企業様から高評価を得ております。

研修生の受け入れ人数枠について

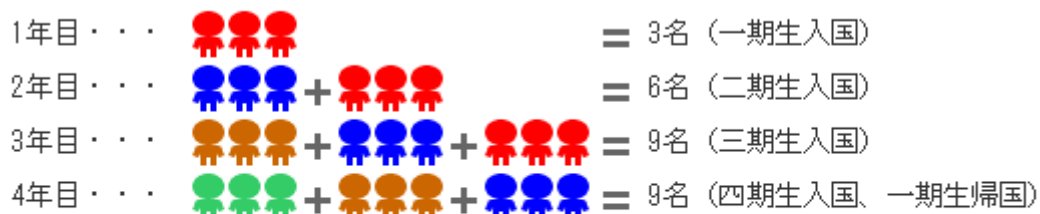
人数枠というのは、1年間で受け入れる事ができる、常勤職員数に対する研修生・技能実習生の枠です。





たとえば、従業員数 50 人以下の企業様が幣組合を通して研修生を受け入れていただいた場合、1年間で最大 3 人の研修生を受け入れることが可能です。

受け入れ企業の常勤職員数	1年間で受け入れ可能な研修生・技能研修生の最大人数
301人以上	常勤職員の5%
201人以上300人以下	15人以内
101人以上200人以下	10人以内
51人以上100人以下	6人以内
50人以下	3人以内

この枠を最大限活用した場合、下記のように **3年間で9人**までの受け入れが可能となります。つまり、受け入れを開始して3年後には常に9人の研修生・技能実習生が御社で活躍していることとなります。

(例) 常勤職員数50人以下の企業様が、毎年外国人研修生を受け入れた場合の人数

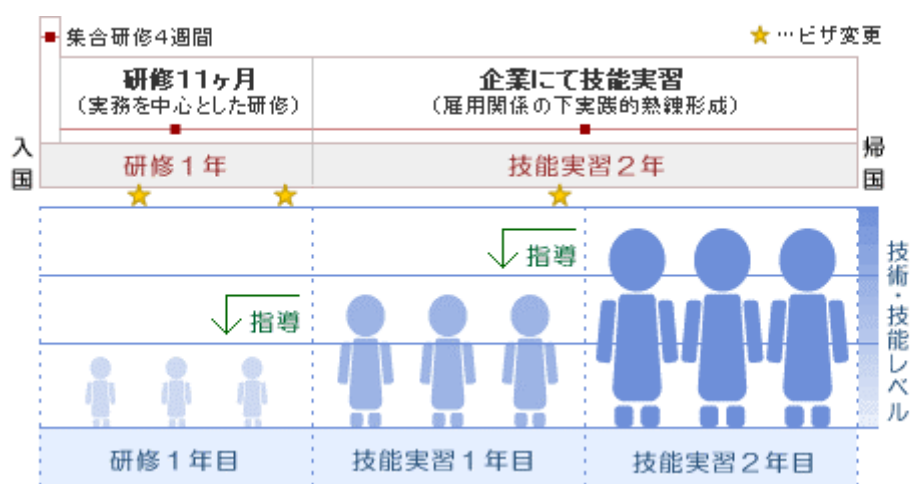


 : 一期生  : 二期生  : 三期生  : 四期生
 ＊3年目以降には9名の外国人研修生が在籍することになります。

この3年間は企業様にとっても受け入れをサポートする組合にとっても、大きな意味合いを持ちます。

入国から帰国までの3年間

研修生の3年間は、研修期間である最初の1年目と2年目・3年目の技能実習期間で構成されます。2年目以降は、自身より1年早く来日した先輩から指導を受けながら、新たに来日した後輩に対して指導することにもなるので、さらなる成長が期待できます。



1年目 将来の母国を背負って立つ選ばれた若者達が、現地で3か月、入国後1か月の日本語教育を経て、現場での研修に入ります。

2年目 1年間の現場での研修を経た彼・彼女達は、後輩ができることで、更に責任感が

プラスされ、より一層の技術発展が望めます。

3 年目 自他共に認められる存在となった彼・彼女達は、企業との人間関係を深めながら、更に高いレベルを目指します。

もし興味をお持ちでしたら、ぜひ弊組合広報までご連絡ください。

他では聞けない成功話・苦勞話を多数ご紹介いたします。